

猪名川町社会を明るくする運動推進委員会設置要綱

令和 8年 5月 7日

要 綱 第 5 2 号

(目的)

第1条 この要綱は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人達の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会をつくる「社会を明るくする運動」(以下「運動」という。)を実施するため、猪名川町社会を明るくする運動推進委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌業務)

第2条 委員会は次に掲げる業務を行う。

- (1) 運動の企画、実施及び普及啓発に関すること。
- (2) 構成機関、団体間の連絡調整に関すること。
- (3) 前2項に定めるものの他、運動の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は8名以内で組織する。

2 委員会は、町長のほか、次の各号に掲げる団体から選出された者で構成する。

- (1) 川西保護区保護司会
- (2) 川西更生保護女性会
- (3) 川西地区協力雇用主会
- (4) 猪名川町
- (5) 猪名川町教育委員会

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- (1) 委員長は町長をもって充てる。
- (2) 副委員長は川西保護区保護司会から選出された委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、猪名川町生活部福祉課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。